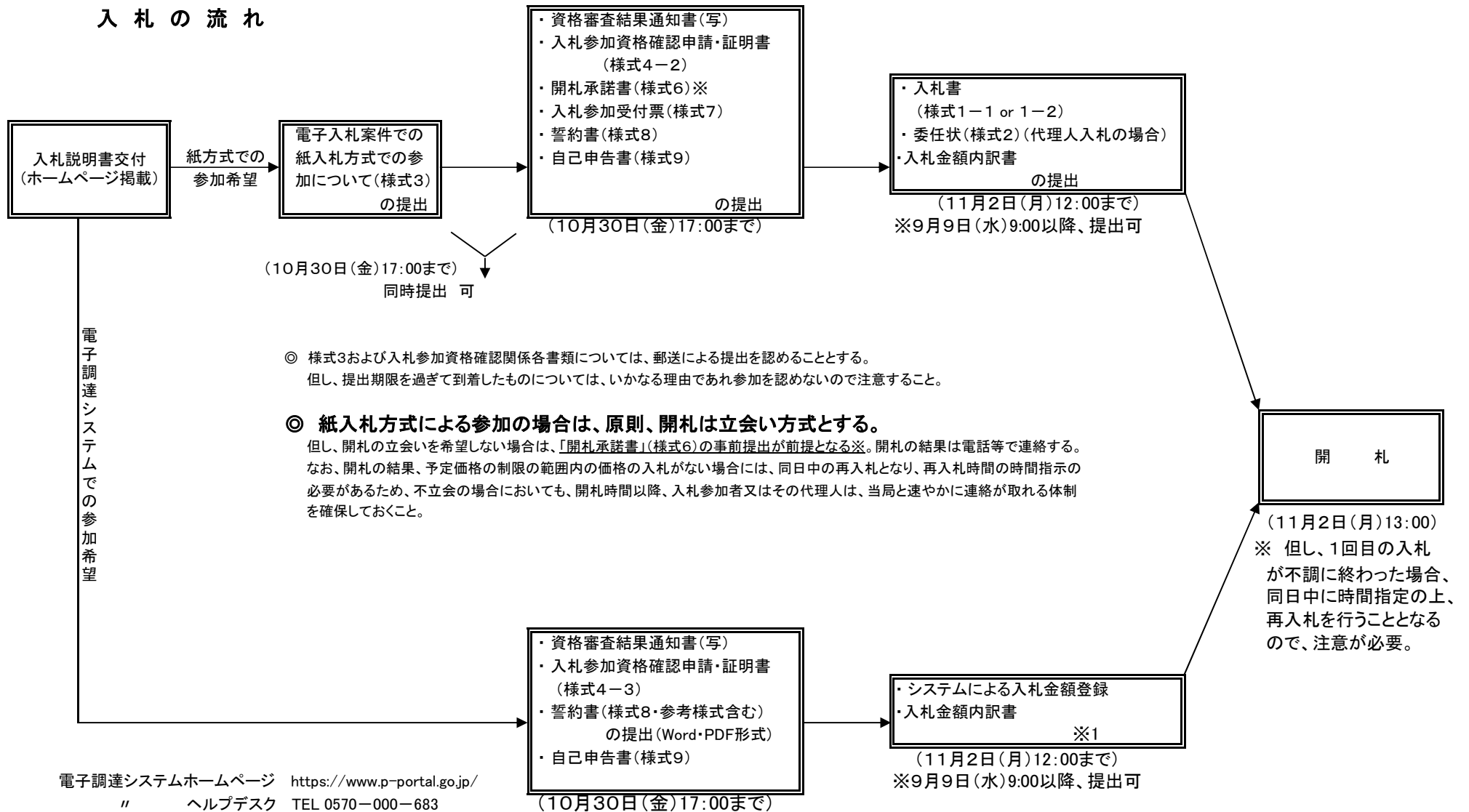


入札の流れ



◎ 様式3および入札参加資格確認関係各書類については、郵送による提出を認めることとする。
但し、提出期限を過ぎて到着したものについては、いかなる理由であれ参加を認めないので注意すること。

◎ 紙入札方式による参加の場合は、原則、開札は立会い方式とする。

但し、開札の立会いを希望しない場合は、「開札承諾書」(様式6)の事前提出が前提となる※。開札の結果は電話等で連絡する。
なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合には、同日中の再入札となり、再入札時間の時間指示の
必要があるため、不立会の場合においても、開札時間以降、入札参加者又はその代理人は、当局と速やかに連絡が取れる体制
を確保しておくこと。

※1 代理人による応札の場合は、
システム上の委任手続きが完了して
いることが前提となる。